

報告事項 1

懲戒処分取消請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成29年6月6日

教 職 員 課

懲戒処分取消請求事件について

1 当事者

原告 元県立高等学校の期限付任用教諭
被告 愛知県

2 請求の趣旨

- (1) 愛知県教育委員会が平成 28 年 12 月 22 日付けで原告に対して行った停職 3 月の懲戒処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事件の概要

(1) 事件の経過

原告は、平成 28 年 4 月から、県立高等学校において期限付任用教諭として勤務していた者である。

平成 28 年 10 月 7 日、原告は、授業中に生徒らの言動に立腹し、一人の生徒の水筒を机に 3 回くらい叩きつけ、当該生徒を含む二人の生徒に退室を命じ、退室した同生徒らが去った方向へ水筒を投げつけた。その後、当該生徒の文房具、手提げ袋等をゴミ箱に投げ入れるという不適切な行為を行った。

愛知県教育委員会は、当該不適切な行為につき、平成 28 年 12 月 22 日付けで停職 3 月の懲戒処分を行った。

(2) 主張の内容

原告の上記不適切な行為は、①従前から授業中の態度に問題のあった生徒の言動に端を発したものであり、原告のみに非があるとはいえず、授業中の行き過ぎた指導というべきものであること。また、②単発的なものであり、③生徒に対する直接的な暴力を伴うものではないこと、④他の処分事例と比較して重きに失するものであることから、上記懲戒処分は、比例原則に反するものであるとして、裁量権の逸脱・濫用の違法を主張して、懲戒処分の取消しを求めている。

4 第 1 回口頭弁論期日

平成 29 年 6 月 16 日（金）午後 1 時 15 分